

平成20年知立市議会 6月定例会市民福祉委員会

1. 招集年月日 平成20年6月17日(火) 午前10時00分

2. 招集の場所 第1委員会室

3. 出席委員(8名)

山崎りょうじ	池田 滋彦	川合 正彦	永田 起也
高木 正博	三浦 康司	中島 牧子	田中 信好

4. 欠席委員

なし

5. 会議事件説明のため出席した者の職氏名

市 長	本多 正幸	副 市 長	田中 勇
福祉子ども部長	野々山敏雄	福祉課長	辻 和見
子ども課長	毛受 秀之	保険健康部長	久米 正己
長寿介護課長	林 隆夫	国保医療課長	伊豫田 豊
健康増進課長	清水 辰夫	市民部長	山岡 久
市民課長	野村 清貴	経済課長	水嶋 広
環境課長	高木 実		

6. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	坂田 広	議事係長	池田 立志
担当係長	水藤 真人		

7. 会議に付した事件(又は協議事項)及び審査結果

事 件 名	審査結果
陳情第2号 介護職員の人材確保の意見書採択を求める陳情	採 択
陳情第4号 住民の暮らしを守り、生活保護水準の引上げを求める陳情書	不 採 択
陳情第5号 最低賃金の引上げ、公契約における賃金・労働条件の改善及び均 等待遇などを求める陳情書	〃
陳情第6号 労働法制の改悪に反対し、働くルールの確立を求める陳情書	〃
請願第1号 自主共済制度の保険業法の適用除外を求める意見書の採択を求め る請願書	採 択

午前10時00分開会

○川合委員長

それでは、定足数に達しておりますので、ただいまより市民福祉委員会を開会いたします。

しばらく休憩いたします。

午前10時00分休憩

午前10時01分再開

○川合委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

本委員会に付託されました案件は5件、すなわち陳情第2号、陳情第4号、陳情第5号、陳情第6号、請願第1号です。

陳情第2号 介護職員の人材確保の意見書採択を求める陳情の件を議題とします。

御意見がありましたら発言をお願いいたします。

○高木委員

陳情第2号 介護保険の人材確保の意見書採択を求める陳情の件は、陳情書にありますように、本格的な高齢化社会を迎え、その介護業務を担う人材の安定的な確保、確保はもう必要不可欠であります。現状は、介護職員が仕事をしていく上での不満や悩み、悩みは給料等の収入が低い、有給休暇が取りにくいなど労働条件の悩みが多い。また、介護職員の転職理由は、仕事にやりがいがないとか、職場の人間関係、給与が低いなどの理由であり、離職率が高いということで、このような状態では本格的な高齢化社会を迎え、介護業務を担う人材の安定的な確保はできるわけがないと。介護職員が誇りと自信を持って働けるように、また、安心して生活ができるように取り組み、改善すべきである。

意見書案の下の方に（1）と（2）とありますが、これはもう当然であり、このような待遇改善などが介護職員の安定的な人材確保と、また、レベルアップにもつながると思われしますので、採択といたします。

以上です。

○中島委員

陳情第2号に対して賛成の意見を申し上げたいというふうに思います。

今、介護の人材の確保というのが切実な問題となっております。現在、100万人余りが介護の職場で働いているということでありますけれども、毎年20%やめていく。事業所なども倒産に追い込まれる、こういうようなことで、介護の体制そのものが崩れようとしているというのが大きな社会問題であります。

加えて、専門学校や大学で介護福祉士を養成するその科が不人気で定員割れ、若者が介護の職場を目指そうとしなくなっている、こういう実態が深刻になっています。高浜市の駅前再開発で日本福祉大学の専門学校ができましたけど、あそこも閉校、やらないというようなことでね、ほんとに深刻になっている、そういうことです。

その原因は、ここにも陳情者が、るる詳しく資料をつけていただいております。全般の給料に対して、大変低い、それから、入職率、離職率が高い、また、仕事をしていく上での不満や悩みが多いという点で、非常に深刻だという資料もつけていただいております。これから高齢化社会ということの本格的に迎えていくという中で、あと50万人の介護職員が必要になっている。このままではせつかくの介護保険の制度が人材面から崩壊してしまう、こういう事態、これは当市議会の中でも一般質問で何度か取り上げられているテーマというふうにも言われております。

今度、計画の見直しという時期を迎える、そういう大きな節目になるわけでありますけれども、こういった問題をしっかり反映したような労働条件をよくする介護報酬の引き上げ等も含めて、また、国のそれに対する繰入補助金、こういうものもセットで考えていかなければならない重要な問題だというふうに思います。ぜひともこれは陳情を採択し、国に意見書をあげるべきだと、こういうふうに思います。

以上です。

○田中委員

陳情第2号、皆さん今おっしゃっているように、

地方から声を上げると。しっかりと意見書をあげていくと、そういう意味では陳情第2号、採択でお願いをしたいと思います。

○川合委員長

それでは、これより採決します。

陳情第2号について、採択することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○川合委員長

挙手全員です。

したがって、陳情第2号 介護職員の人材確保の意見書採択を求める陳情の件は採択とすべきものと決定いたしました。

次に、陳情第4号 住民の暮らしを守り、生活保護水準の引上げを求める陳情書の件を議題とします。

御意見はございませんか。

○池田委員

陳情第4号 住民の暮らしを守り、生活保護水準の引上げを求める陳情書について述べさせていただきます。

住民の暮らしを考え、安定した生活は、だれもが望むものであり、格差社会については社会的に関心の高く、議論はなされるべきところでもあります。格差社会の原因が労働者の働き方に問題だと思われれます。

陳情の住民の暮らしを守り、安全・安心の公務、公共サービスの拡充は、働く社会において大切なことだと考えます。生活保護の老齢加算は廃止、母子加算は減額されたもので、現在それにかわり生活保護基準が下がっておらず、老齢加算、母子加算が加わると一般の働く人より収入が多くなってしまふ形になりかねません。

平成19年度歳出当初予算では、補助費3億4,883万円余あり、そのうち2億1,531万円余の6割強が医療ほう助であります。一般の人にはないもろもろのすべてが無料でいいわけですから、事情はともあれ、現状生活保護の老齢加算、母子加算を復活させることは賛成できかねます。

よって、陳情第4号は不採択でお願いします。

○中島委員

私は、この陳情第4号は採択でお願いをしたいと、こういうふうに思います。

今、大変ワーキングプアというようなことがあって、若者そしてまた、全般の賃金が低い。だからそれよりもよくなっていってしまう生活保護というような市政会、池田委員の発言がありましたけれども、それは本末転倒。もうほんとにワーキングプアの問題、後段でまだ出てくるわけでわけでありますけれども、そこの引き上げは当然やらなければならないことですし、そして、生活保護の水準そのものが高過ぎるなどということを全くない。もちろん不正受給というものは当局がしっかりとそれは相談等の場で見きわめ、自立支援のためにやっていくと、こういう仕事を手抜きをしてならないことは当然であります。それを前提に、今の生活保護費が高過ぎるということはないというふうに思います。

今、老齢加算ということについてみると、全く廃止されてしまったわけでありましてけれども、130世帯通して保護を受けていらっしゃる世帯があります。その中の33.8%が老齢です。そして、ひとり暮らしの老人39世帯、夫婦二人5世帯と、こういう実態であります。こういう方たちからも減ってしまったという不安の声は届いたわけでありましてけれども、一体どの程度減ったのか。毎月3,420円在宅で暮らしていらっしゃる方たちにはあるわけでありましてけれども、全体で199万円というこれまでどおりに行われたとすると、老齢加算があったわけでありまして。これが平成18年度3月31日をもって全廃されたということで、高齢者の生活そのものが苦しくなるわけです。

そもそもこの老齢加算、母子加算もなぜ入ったのかという当局の話、文書もあるわけですが、他の年齢層よりも、これは当局の文書そのものですが、他の年齢層より消化吸収のよい良質な食品や肉体的条件から寒さに対応した被服、暖房費、保健衛生費、また、近隣知人への訪問や墓参りなど高齢者の重要に配慮したものというふうに書かれております。母子加算については、配偶者に欠

けた状態にある者が児童を養育しなければならないことに対して、社会的参加に伴う被服費、片親がないことにより精神的負担を持つ児童の健全な育成を図るための費用などとしてこれが制度化された。これが老齢の場合は廃止、そして、母子の方は三十何%ずつ二度にわたってなくなって当初の今は3分の1になって、これは段階的に廃止していくと、こういうことでありますけれども、少子高齢化の中で、今、さまざまな後期高齢医療制度の話も出ておりますが、高齢者の不安をしっかりと取り除いて安心して暮らせる世の中にしてほしいという願いがあるわけです。そういう点では、これについてはワーキングプアの皆さんよりもいい保護費をもらったからんという論法でなく、しっかりと生活を支えるという視点で見るべきだと。

生活保護費、ここには水準を上げてほしいとありますが、病院にかかる場合の移送費、これについても基本的には払わないんだということが国から示されたわけです。ただし、当市においては、事情がちゃんと説明されているならば、それは支払うというふうには担当から聞きました。が、病院にかかるときの足代を一切みないというね、こういうような方向も今、出されているわけです。刈谷総合だとか厚生病院だとか行かなきゃならない場合でも当然交通費はかかっていくということの中で、これに対する廃止が打ち出されていると、こういうことでありまして、ひとり暮らしなら11万円ぐらいですべての生活をやりなさいよというような中身で出されている生活の中ですから大変だというふうに私は思います。しっかりと憲法で保障された生活をしていただけるような水準をしっかりとキープしていただきたいなど、こういうふうに思いまして、今後の改悪については引きとめる、そして、廃止されたものについてはしっかりとまたもとに戻すと、こういうものを私は国に意見を申し述べていきたいと、こういうふうに思います。

○田中委員

この陳情もしっかりと意見書をあげていくと。

現場でいろいろ相談を受けていきますとね、大変な状況の中で人生、生活を送っていらっしゃる方が結構いらっしゃるんですね。生活水準を引き上げるっていうことは当然でありまして、ほんとは全会一致でこの陳情は意見書をあげていくというふうに私、思っておったんですが、少し残念でなりません。採択をお願いします。

○川合委員長

それでは、これより採決します。

陳情第4号について、採択することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○川合委員長

挙手少数です。

次に、陳情第4号について、不採択とすることに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○川合委員長

挙手多数です。

したがって、陳情第4号 住民の暮らしを守り、生活保護水準の引き上げを求める陳情書の件は不採択とすべきものと決定しました。

次に、陳情第5号 最低賃金の引上げ、公契約における賃金・労働条件の改善及び均等待遇などを求める陳情書の件を議題とします。

御意見がありましたら発言をお願いします。

○山崎委員

この陳情第5号は、不採択の立場で意見を述べたいと思います。

愛知労働局長は、平成19年8月28日に愛知地方最低賃金審議会から時間額を714円に引き上げることが適当であるとの答申を受け、当日付でこの答申にかかわる関係労働者及び使用者からの異議申し入れを受け付ける旨の公示を行っていたところ、関係労働団体から異議の申し出が行われたため、9月14日に同審議会に対し、最低賃金審議会の意見に関する異議の申し出についての諮問を行いました。これを受け、同審議会は同日、調査審議を行い、愛知労働局長に対して平成19年8月28日の答申どおり決定することが適当であるとの答

申を行いました。愛知労働局長は、この答申を受け、9月25日に改正決定及び官報公示の手続を行いました。

以上のことによりまして、愛知県最低賃金は694円から20円引き上げられ、平成19年10月25日から時間額714円に改正されることになったわけでありまして。

最近では、若者を中心にフリーター等の新しい就業、生活形態が一部で定着する傾向にあり、それが格差と貧困、つまり格差社会の拡大につながっていると認識しているところであります。格差問題の対応策と言われましても、市レベルではなかなか難しく、国レベルで最低賃金の上昇や雇用環境の向上を目指した政策を打ち出すのが最良の解決策であると考えているところでございます。

しかし、全国一律最低賃金制は、地域別最低賃金のメリットを失う可能性があり、また、時間額1,000円以上については中小企業支援策の裏づけがないままの導入は雇用の拡大につながらない可能性があると考えます。また、前述したとおり、平成19年10月25日から時間額714円に改正されることになったわけでありまして、まだ改正から日が浅く、時間額1,000円以上に増額することがふさわしいかどうか、今後の状況を見ながら慎重な検討を要するものと考えております。

また、ILO94号条約の批准につきましては、一定の理解はするものでありますが、労働条件や賃金などといった事柄については、基本的には労使間で決定されるべきものであると考えております。

以上の理由で陳情第5号については、不採択でお願いしたいと思います。

○中島委員

陳情第5号に賛成の立場から意見を申し上げます。

5号、6号いずれも働き方の問題という共通の問題として意見書をあげてほしいという、こういうことです。市独自ではできないので、これは国にあげましょと、こういう立場であります。

フリーター元年というのは1997年というふうに

言われておりまして、それ以来、労働力の流動化時代というのが今日まで続いている。小泉構造改革のこの時代に突入して派遣労働も製造業にもオーケーが出るというようなことで、まさに働かせ方というものが人を人として見ない、物扱いにするような働く者というような扱いで、買ったたき状態と言いますかね、ほんとに劣悪な状態を労働者が受けざるを得ないようなそういう労働力流動化時代になっているなということを感じております。

先般起きた秋葉原事件、あの容疑者、犯人も、結局は派遣労働という中で苦しめられてきたという一面を持った人物であるということも今マスコミでも大きく取り上げられてきております。その他の要因もちろんあるし、悪いことということではありますけれども、非常に今の働かせ方というものが社会的な孤立を強いている、こういう状況になっている、そういう働かせ方全般をほんとに今メスを入れていかなきゃならない、こういうふうに思います。

この5号については、最賃性の問題、中小企業支援策を講ずること、ILO第94号、公契約における労働条項に関する条約を批准してほしい。公契約法を制定してほしい、こういう三つの意見書のひな形によりました集約してこういうことを求めているわけでありまして。時間給としては全国一律最低賃金制というものを設けて、ほんとに全国どこへ行っても、今、派遣労働であっち行ったりこっち行ったりのところでは地域間がどうのこうのという場合じゃないほど2カ月東北で働いたら、今度は大阪で何カ月、こちらで何カ月、こういうふうにはばらばらな地域で働かされる。その方の住所は一体どこにあるんだというような時代です。ですからこそ全国どこへ行ってもこれだけは最低に守らなきゃならないという線というのが今、必要です。1,000円ということを要求をされておりまして、これは何回もこの議会に出されてきた数字でありますけれども、先ほどの生活保護水準より低いじゃないかと、今の事情がという話がありました。まさにこの1,000円で1日8時間働

いて、23日ばかり働ければ15万円ぐらいいくの
かな。だけど、そういうわけにはなかなかいか
ない、こういう事情もありまして、ほんとに1,000
円でやったとしても1カ月十二、三万円という
ところでとどまるというような働く方たちの現状を
見るならば、ほんとに引き上げというものが必
要になってくるというふうに思います。そうす
れば中小企業は大変になると。だから支援策が
要るとここの書いてあります。

そして、知立市なども民間委託などいたしま
すけれども、委託先の労働者の労働条件がどう
なっているのか、それは知立市は知らないよ
うにはできないということで、これまでも知
立衛生の問題を始め、いろいろ手がけてきて
いただいてまいりました。委託をした仕事
先の労働者が、ほんとに労働者としてしっ
かりとその基本的な条項が守られているか
どうか、それをしっかり目配りをする、責
任がある公契約、こういうものがなければ、
どんどん買いたたきというような事態で
働く人たちの権利が守られない。ですから、
この1、2、3というのはセットでしっ
かり進めていくことが必要であるという
ふうに申し述べまして賛成の意見といた
します。

○田中委員

採択をお願いします。

○川合委員長

それでは、これより採決します。

陳情第5号について、採択することに賛成
の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○川合委員長

挙手少数です。

次に、陳情第5号について、不採択とす
ることに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○川合委員長

挙手多数です。

したがって、陳情第5号 最低賃金の引
上げ、公契約における賃金・労働条件の改
善及び均等待遇などを求める陳情書の件
は不採択とすべきもの

と決定しました。

次に、陳情第6号 労働法制の改悪に反
対し、働くルールの確立を求める陳情書
の件を議題とします。

御意見がありましたら発言願います。

○永田委員

それでは、陳情第6号の労働法制の改
悪の反対し、働くルールの確立を求め
る陳情書について意見を述べさせてい
ただきます。

この陳情者からの政府への要望してい
たきたいその事項にホワイトカラーエ
グゼンプレションは導入しないことと
あります。この制度は当面見送られ、
未導入の制度のものであります。これ
らの使用者側からの御意見は、広い裁
量が認められるホワイトカラー、労働
時間が長いことではなく、成果による
評価、処遇を行うべきであることから
労働者間の公平意欲創出、生産性向
上、企業の国際競争力の確保が効果的
であると言われております。

また、労働者からは、時間、場所にと
らわれず、自分のペースで仕事ができ
る。趣味や勉強や家族と過ごす時間
などの柔軟にやりくりができるとい
った意見がございます。

しかし、その反面、長時間労働を助
長する、仕事の一部の人間に集中す
ることによって失業者がふえると
いった懸念もあり、日本にはなじめ
ない制度であるという主張もござ
います。

であるからにして、導入に関しては
一方的に反対ではなく、この件に
関しては、まだまだ検討の必要
があるものと考えております。

そして、項目の2番目ではありますが、
均等待遇の義務化、また、意見書
案の項目③の均等待遇を実現し、
差別化をなくすことであります。
全体的内容に関しましては、合意
する点もあるわけですが、とり
わけ現在の日本では職務概念が
なく、評価の基準を決めるのは
難しいとされております。この
件は、法律があればすべて片づく
わけではなく、もっと現場の積
み上げが最も必要不可欠であ
るとされています。

また、柔軟な働き方は企業にと
つても、個人に

とっても重要であるが、現時点では新たな人員削減など不安定につながることも幾つか出てくることになりかねません。まず、パートタイム、労働者指針などの国民的合意の推進が必要であると感ずるところであります。

以上のことから踏まえて、陳情者の趣旨とは一致しないものと判断をさせていただきました。よって、陳情第6号に関しましては、不採択とさせていただきます。

○中島委員

私は、賛成の意見を述べたいというふうに思います。

陳情者の要望したい事項と意見書のひな形とちょっとずれがあるなどというふうに見ているわけがありますけれども、とりわけ、ひな型で言いますと、今、出発した問題としての労働者派遣事業法の抜本的な改正を求めると、こういうことに重点があるかと、こういうふうに思います。

政府も9月の通常国会でこの派遣労働法について少し見直すかどうかと、こういうようなことが今、話題になっているわけでありまして。ここが中心だというふうに私も感じております。

舛添大臣が派遣ということについては、日雇い派遣は禁止すべきと、こういう発言をいたしました。大きく世論が動かししたその発言だというふうに思います。現在はそういうものでも、もうほんとに日雇いの派遣、ネットカフェ難民という言葉が大流行になってきましたけれども、若者がネットカフェに泊まりながら、携帯で日々仕事が入るかな、入るかなって携帯が鳴るのを待っているからその日の仕事をゲットする。そして一日働いてきて、きょうはネットカフェじゃなくて今度はカプセルホテルぐらいに行こうかなとかね、ちょっとそういうやりくりで日々働いている。こういう状況の中で、本当に安定した人間らしい働き方、人間らしい人生が送れるのかと、こういうことがほんとに今、解決しなきゃならない急務の課題というふうになっていると思います。事件多発もこれが背景だとするならば、なおさらのこと、多くの皆さんの犠牲を起ささないためにもこういった

ところにメスを入れる、このことが非常に重要だというふうに思います。

ここに派遣法の関係では5点が述べられております。結局、日雇い派遣禁止ということが最初述べられておりますよね。派遣期間や受け入れについての制限を強化するということです。現在、製造業は1年までというふうになっていたのを、去年までは1年、そのあと3年に延ばしてもいいというふうで、派遣という形をずらずると延ばすというようなこういうことが行われておりますけれども、結局さまざまところでその派遣が偽装請負であったのではないかとさまざまことが事件化して裁判も行われ、正規雇用にしなさいという期限がきたら、しっかり労使で話し合って、そして、望めば正規雇用にしななければならないと現在でもあるわけですが、それも守られない、こういう実態があります。

ですから、2番目の派遣労働者を正社員化する、こういうことについてもきちっと法律の中で書き込んだことを守る。そして、5番目の罰則を強化する、こういうことが必要であろうというふうに思います。派遣労働者が生活できるそういうまともな賃金が得られるようなものをやっつけていかなければこれからの日本の社会そのものが崩壊してしまう。年金問題ばかり、支え手がなくなる、そして、介護保険や後期高齢者医療制度、こういうものもありますが、若者がこういう働き方をしていたら、だれが保険料を払うのか。納めない人ばかりになってしまう。住民税非課税というね、ほんとに低所得者ばかりになってしまったらそういうものがますます支えられない世の中になってしまう。しっかりと支えられえる人間らしく働ける、そういう社会をつくるためにも、今この労働法制に対してもしっかりとメスを入れることが必要だというふうに思いまして私の賛成意見といたします。

○田中委員

採択をお願いします。

○川合委員長

それでは、これより採決します。

陳情第6号について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○川合委員長

挙手少数です。

次に、陳情第6号について、不採択とすることに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○川合委員長

挙手多数です。

したがって、陳情第6号 労働法制の改悪に反対し、働くルールの確立を求める陳情書の件は不採択とすべきものと決定しました。

次に、請願第1号 自主共済制度の保険業法の適用除外を求める意見書の採択を求める請願書の件を議題とします。

御意見がありましたら発言をお願いします。

○三浦委員

それでは、今回の請願第1号 自主共済制度の保険業法の適用除外を求める意見書の採択を求める請願書につきまして、賛成の立場で討論させていただきます。

2006年4月に施行された改正保険業法で、PTA共済や山岳遭難共済など保険同様の無許可共済は、少額短期保険への移行化、規模縮小、または廃業に追い込まれています。それにより、430業者あったうち190業者が廃業、170業者が規模縮小となっています。

本市においても、身近なPTA共済も全国で45団体が廃業となっています。改正の目的は、悪質共済業者などの排除が目的であり、当然であり、適法だと思っています。しかし、この改正により長期により少ない掛け金で大きな保障をしてきたPTA共済などが運営できなくなることは避けたいと思っています。

私は、PTA共済の現場の意見を聞いてきました。愛知県の中小PTA連合会は、平成18年の改正により、平成18年、平成19年度は互助会制度を中止しております。そして、平成20年度は共済のかわりとして二本立てを考えているそうです。

一つは、現在ある積立金を運用し、見舞金とし、けがの通院や入院の補償に充てていくそうです。そして、もう一つは、新しい保険会社に委託をし、損害や障害などの多額を要する補償に充てているそうでもあります。これは積立金もいずれは底を着き、運営もできなくなる可能性があります。そういう意味において、これは応急の対応であります。したがって、掛け金や補償金について確保運営してきたPTA共済が必要であり、早急な復活を現場では願っております。

よって、PTA共済などの自主共済制度の存続を願い、保険業法から適用除外するよう要望し、本件は採択といたします。

以上です。

○中島委員

この請願については、共産党の会派も紹介議員ということで出させていただいております。この問題、今、三浦委員がおっしゃったとおり、PTAの活動にも今後支障を来す、こういうような事態になっているんだということを現場の担当者の意見を私も聞きました。

PTAが行う廃品回収、こういうことも小学校だとかいろんところでやっている。さまざまなPTA行事で何かあったときの共済ということで、これまで営々として続けてきた。大変安い掛け金でやってきたわけです。1人50円ぐらいでね。これが自主共済が認められなくなったという中で、今、紹介があったように、積立金を活用して今はやってる。一部民間会社も入ったということです。これが民間だけになってしまう、積立金がなくなってしまう、従来の掛け金の10倍にはなるだろうということが言われております。

そもそもオレンジ共済のような悪質な業者が詐欺まがいのことをやって大きな社会問題になった中で、規制をきちっとやるべきだということでこれは国会では全会派全会一致、すべての政党所属議員が一致してつくったものであります。

ところが、その当時の制定過程では、こういった自主共済のものについては除外をするという一文が入っていた。それが法ができて施行する段階

で、その部分がなくなっていると、盛り込まれなかったと、こういうようなことから大きな社会的な問題として今、話題になって困っているという話があったわけです。ですから、当初どおりの仕組みを行うように国にこれはしっかりあげていかなければならない、こういうふうに思います。

○田中委員

先日、請願者の方からいろんな資料いただきました。ここの請願趣旨の中にもね、制定法律をつくってから政省令で変わってしまったというね、そこからいろいろマイナス面の影響が出てきていると。その影響面が資料いただいた中で、はっきりとした数字やいろんな状況が載っておりますので、これこそ速やかに意見書をしっかりあげていかないといけないかなと、こう思うわけであります。しっかりと意見書をあげて採択をお願いしますしたいと思います。

○川合委員長

それでは、これより採決します。

請願第1号について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○川合委員長

挙手全員です。

したがって、請願第1号 自主共済制度の保険業法の適用除外を求める意見書の採択を求める請願の件は採択とすべきものと決定しました。

ただいま請願・陳情が採択されたのに伴い、意見書の案文について御協議願います。

まず、文案につきましては、陳情第2号 介護職員の人材確保に関する陳情につきましては、添付されている案文でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

御異議がないようですので、そのように決定しました。

提出先につきましては、添付されている案文でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

御異議がないようですので、そのように決定いたしました。

続きまして、ただいま採択されました請願第1号 自主共済制度の保険業法の適用除外を求める意見書の採択を求める請願書の案文については添付されている案文でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

御異議がないようですので、そのように決定しました。

提出先につきましては、添付されている案文でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

御異議がないようですので、そのように決定しました。

意見書の議案につきましては、提出者を副委員長、賛成者は委員長を除く賛成委員として最終日に議員提出議案として上程します。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

なお、本会議における委員長報告の文案につきましては、正副委員長に御一任いただきと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

御異議なしと認め、そのように決定しました。

以上で、市民福祉委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午前10時43分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

知立市議会市民福祉委員会

委員長